

Title	『本朝世紀』紙背詩懐紙に見る南北朝期の詩の様相
Sub Title	Aspects of poems in the Nanboku-chō era seen in Honchō seiki
Author	大木, 美乃(Ōki, Yoshino)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2019
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.117, (2019. 12) ,p.83- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	佐藤道生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01170001-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『本朝世紀』紙背詩懷紙に見る南北朝期の詩の様相

大木 美乃

はじめに―『本朝世紀』紙背詩懷紙とは―

『本朝世紀』は、鳥羽上皇の命を受けた藤原通憲（一一〇六―一一五九）が、久安六年（一一五〇）から編纂に着手した歴史書である。編者である通憲が平治元年（一一五九）に保元の乱で死亡した為、その編纂は途絶してしまった。現在、その多くが散逸したとされる。その一部を書写した資料の一つに、国立歴史民俗博物館所蔵『本朝世紀』（田中穰氏旧蔵、以下田中本と称す）がある。『本朝世紀』紙背詩懷紙は、全八紙からなる田中本の料紙として、その紙背が用いられた詩懷紙八紙のことを指す。田中本は、宮内庁書陵部蔵『本朝世紀』（柳原本）の親本の一つとされており、現在、鎌倉時代の写本として重要文化財の指定を受けている。しかし、当該書に対して旧蔵者の田中教忠氏は「日本記畧」という書名を付している。後に書名は『本朝世紀』と改められたが、その書名にも疑問が持たれている。先行研究では、書名の他、書写された時期についても議論がなされており、田中本は多くの問題を内包した資料といえよう。その成立時期について論じられる際、紙背詩懷紙との関係から考察されることも間々ある。最初にそうした先行研究をまとめておきたい。

『田中教忠藏書目録』において川瀬一馬氏は、『本朝世紀』本文の書写時期を鎌倉時代中期とした。^二これは、国立歴史民俗博物館における館所蔵田中稜氏旧蔵本の調査においても同様の見解であった。これに対して疑義を呈したのは、橋本義彦氏である。橋本氏は、紙背詩懷紙の作者である「主殿頭量實」に言及し、成立時期を南北朝以降であると指摘した。^四後に、橋本氏は量実に関して更に詳細に考察しており、『本朝世紀』という書名そのものに対する問題提起もしている。^五これを受け、高橋秀樹氏は橋本氏の指摘内容を認め、『本朝世紀』本文の書写時期を南北朝期と改めた。^六また堀川貴司氏は、本紙背詩懷紙の書様や提出された詩会の性格、東京大学史料編纂所蔵『旧詩懷紙案』との関係を明らかにしている。^七

このように、田中本に関する先行研究の多くは、紙背詩懷紙の存在やその作者に触れているものの、内容は『本朝世紀』本文の成立に関係する範囲に留まっている。詩本文の内容解釈や作者に関する詳細な考察は、詩懷紙全体には及んでいないようである。本朝の中世以降に制作された詩懷紙の現存数は非常に少なく、残された詩の本文の形式がいずれも後世ではあまり見られなくなった七言律詩である。つまり、本資料は本朝の漢文学史を考える上でも、貴重な資料だといえよう。そこで本稿では、当該資料を翻刻し、当該資料を写したとされる写本の本文と比較しながら校訂本文を作成する。そして、詩懷紙の作者を整理し、詩の内容を解釈する。こうした考察を通じて、南北朝期に制作された七言律詩における表現の特徴の一端を明らかにしたい。

一 紙背詩懷紙の書写状況

本節では、田中本紙背詩懷紙の書写状況を確認する。現存する田中本は詩懷紙の天地に破損がある為、本文に判読不能な箇所が存在する。以前の田中本を書写した資料を基に、可能な限りその箇所についても解明したい。

東京大学史料編纂所は、柳原紀光（一七四六―一八〇〇）が安永九年（一七八〇）に田中本の紙背詩懷紙のみを書写とされる『旧詩懷紙案』を所蔵している。本書は、紀光自筆の書写本で、「右一卷以或人本□書写了□、可秘々々、／安永第九正廿七 従二位柳原紀光」という書写奥書を有する。この書写奥書とほぼ同時期の書写奥書を有するのが、宮内庁書陵部蔵

柳原本『本朝世紀』である。本書には「右以或人所持古卷書写了、史官記歟、頗以可秘藏／安永第九正廿三 従二位柳原紀光」と記されている。二書の書写奥書から、紀光が『本朝世紀』本文を書写後、紙背を書写したものが史料編纂所蔵『旧詩紙案』だと考える。なお、紀光が寛政六年（一七九四）に書写した詩懷紙の作法書、宮内庁書陵部蔵『詩懷紙草』にも、田中本の紙背詩懷紙が書写されている。このほか、史料編纂所は田中本の影写本も所蔵している。この影写本は、「右本朝世紀並紙背詩懷紙／京都市伏見区日野西大道町／昭和十年四月影写了／田中忠三郎氏所蔵」という書写奥書を有する。

現在のところ確認出来る田中本の書写本は、『旧詩懷紙案』、『詩懷紙草』、影写本の三種である。これら三種の本文は、いずれも同じ田中本を書写した資料だが、文字の阙けている箇所等に異同がある。特に、史料編纂所蔵影写本、書陵部蔵『詩懷紙草』では、現在の田中本では官署や詩の本文に確認出来ない箇所にも間々文字が記されている。そこで、次節では、昭和十六年に出版された田中本の影印版を翻刻し、他の書写本と対校した上で、校訂本文を作成する。第三節以降において、内容解釈を行う際にはこの校訂本文を用いることとする。

二 『本朝世紀』紙背詩懷紙の翻字と校訂

本節では、田中本『本朝世紀』を翻刻する。出版された影印版を底本とし、対校本として東京大学史料編纂所蔵影写本『本朝世紀』（以下、影と称す）、同所蔵『旧詩懷紙案』（以下、案と称す）、宮内庁書陵部蔵『詩懷紙草』（以下、草と称す）を用いる。以下、田中本の翻字、その校異、校訂本文の順で示す。

〔第一紙〕

閏九月十三夜言志□*₁

大藏權少輔「」

屢命霄遊類翫霽一輪

高掛九天望兩家討義

老莊道七世約期劉阮

鄉餘閩重秋風與月

微寒警節露爲霜良朋

數輩撥簾霞山色浮盃

入酒腸

〔校異〕 1 □ ∴ 詩（影、案、草）

【校訂本文】

閩九月十三夜言志詩

大藏權少輔「」

屢命霄遊頻翫霽

一輪高掛九天望

兩家討義老莊道

七世約期劉阮鄉

餘閩重秋風與月

微寒警節露爲霜

良朋數輩撥簾霞

山色浮盃入酒腸

〔第二紙〕

閩九月十三夜言志詩（勒）

* 1

主殿頭量實

良辰良夜明々月餘閏

添秋添素望金律當晴

詩得境青山雖暮酒爲

鄉菊施榮色孤叢露

松伴貞心累葉霜遮莫

高鵬低^{*2}鷗翅逍遙一致

動中腸

〔校異〕 1 勒…ナシ（案、草）、2 低…「鳴也」と傍記（案、草）

【校訂本文】

閏九月十三夜言志詩（勒）

主殿頭量實

良辰良夜明々月

餘閏添秋添素望

金律當晴詩得境

青山雖暮酒爲鄉

菊施榮色孤叢露

松伴貞心累葉霜

遮莫高鵬低鷗翅

逍遙一致動中腸

〔第三紙〕

閏九月十三夜〔志〕^{*1}一首〔勒〕

〔 〕^{*2}

暮秋餘閏景光〔 〕〔 〕^{*3}

清風良夜望〔 〕〔 〕〔 〕^{*4}

詩酒席尊卑〔 〕^{*5}已禮儀

鄉香氛漸減晚蘭〔 〕^{*6}

貞操早呈古柏霜唐〔 〕^{*7}

易迷鶯質性鳳才謝〔 〕

動、心腸

〔校異〕 1 〔言心（影）、言志（案、草）、2 〔 〕¹大炊助賴音（影、案、草）

4 〔 〕〔 〕〔 〕〔 〕²緇素延〔影、案、草〕、5 〔 〕〔 〕³約（影、案、草）、6 〔 〕〔 〕⁴露（影）、7 唐〔 〕〔 〕唐唐（影）、虎〔 〕（案、草）

【校訂本文】

閏九月十三夜言志一首〔勒〕

大炊助賴音

暮秋餘閏景光好

〔 〕〔 〕清風良夜望

緇素延〔 〕詩酒席

尊卑約已禮儀鄉

香氛漸減晚蘭露

貞操早呈古柏霜

唐唐易迷鴛鴦質性

鳳才謝□動心腸

〔第四紙〕

閏九月十三夜言志詩（勒）

權律師澄譽

無射十三清潔光今宵

不向仲秋望迥看明月

珠生水每遇良辰酒作

鄉古砌老松晴後雨

廢籬殘菊閨餘霜霜林

紅葉近曾興何啻傾盃

蕩寸腸

【校訂本文】

閏九月十三夜言志詩（勒）

權律師澄譽

無射十三清潔光

今宵不向仲秋望

遍看明月珠生水
每遇良辰酒作鄉
古砌老松晴後雨
廢籬殘菊閨餘霜
霜林紅葉近曾興
何啻傾盃蕩寸腸

〔第五紙〕

閏九月十三夜言志詩（勒）

大學助三善□*₁倫

三秋雖盡有餘閨可賞

風光萬里望黔首子來

堯舜道蒼生父事禮儀

鄉松持勁葉顯貞節

菊發孤叢帶早霜只耻

蓬衡庸□*₂意截蒲功淺

勞中腸

〔校異〕 1 □…真（影、案、草）、2 □…味（影、案、草）

【校訂本文】

閏九月十三夜言志詩（勒）

大學助三善真倫

三秋雖盡有餘閨

可賞風光萬里望

黔首子來堯舜道

蒼生父事禮儀鄉

松持勁葉頭貞節

菊發孤叢帶早霜

只耻蓬衡庸昧意

截蒲功淺勞中腸

〔第六紙〕

閏九月十三夜言□□*1

左衛門少「□□

窮秋有閨重良夜□□*3

清光千里望漁□□*4

臨浪驛旅人鞭□□*5

鄉芬々紫菊□□*6

鬱々翠松拒曉□□*7

瓊篇多感興□□□□*8

動心腸

「□□
*2

〔校異〕 1 □ □ □ …言志 □ (影、案、草)、2 「」 …尉中原 (影、草)、尉中 (案)、3 □ □ □ …明月 (影、案、草)、4 □ □ □ …客棹舟 (影、案、草)、5 □ □ □ □ …馬憶 □ (影、案、草)、6 □ □ □ □ …映朝露 (影、案、草)、7 □ □ □ □ …霜六義 (影、案、草)、8 □ □ □ □ □ …剩羞三盞 (影、案)、…剩羞三盃 (草)

【校訂本文】

閏九月十三夜言志詩

左衛門少尉中原 □ □

窮秋有閏重良夜

明月清光千里望

漁客棹舟臨浪驛

旅人鞭馬憶 □ 鄉

芬々紫菊映朝露

鬱々翠松拒曉霜

六義瓊篇多感興

剩羞三盞動心腸

〔第七紙〕

夏日同賦松陰宜納 □ *₁

一首 〈題 □ □ *₂ / 韻〉

景長

納清涼氣堪何處宜坐

長松鬱々陰萬木有秋

唐白思〈白氏詩云萬株松□³青山／上千里沙堤明月中矣^{*4}〉七株無夏

鄭薰心月踈南寺三更

影〈荊南頭陀寺碑文／云松踈夏寒矣〉風冷北□□^{*5}

夜音一夜音高天^{*6} 曆瑞

愍承餘葉仰神林

〔校異〕 1 納□…納涼（影、案、草）、2 □□…中取（影、案、草）、3 □□…友（影）、4 上千里沙堤明月中矣…上千里沙堤明月中矣（案、草）、5 □□…都一（影）、郊□（案）、郊□、□の横に「一」と傍記（草）、6 音高天…高□天（案、草）

【校訂本文】

夏日同賦松陰宜納涼一首〈題中取／韻〉

景長

納清涼氣堪何處

宜坐長松鬱々陰

萬木有秋唐白思〈白氏詩云萬株松友青山／上□里沙堤明月中矣〉

七株無夏鄭薰心

月踈南寺三更影〈荊南頭陀寺碑文／云松踈夏寒矣〉

風冷北邙一夜音

一夜音高天曆瑞

愍承餘葉仰神林

〔第八紙〕

夏日同賦松陰宜□□*1

一首〈題□□*2／韻〉

左大史「」*3

何處庭前宜夏心□□*4

興好古松陰*5 蓋無□□*6

三庚氣琴有清商□□*7

音阮籍竹林□□*8

嵇康柳水豈應□□*9

仙種堪爲友貞節□□

趁紫□

〔校異〕 1 宜□□□…宜納涼(案、草)、2 □□□…中取(影、案、草)、3 「」…匡遠(影)、4 □□□…納涼(影)、5 陰…蔭(案、草)、6 □□□…苦熱(影)、7 □□□…一部(影)、8 □□□□…昔近臨(影)、昔□□(案、草)、9 □□□□…臨萬□(影)、臨□□□(案、草)

【校訂本文】

夏日同賦松陰宜納涼

一首〈題中取韻〉

左大史匡遠

何處庭前宜夏心

納涼興好古松陰

蓋無苦熱三庚氣

琴有清商一部音

阮籍竹林昔近臨

嵇康柳水豈應臨

萬□仙種堪爲友

貞節□□趨紫〔禁〕

三 紙背詩懷紙の作者と制作時期

本節では、詩懷紙の作者について考察したうえで、詩懷紙の制作時期を考えたい。

八枚の詩懷紙は、全て筆跡が異なっていることから、八名の異なる作者により制作されたと考える。詩懷紙の官署には、大藏権少輔、主殿頭量実、大炊助頼音、権律師澄登^九、大学助三善真倫、左衛門少尉中原、景長、左大史匡遠と記されている。この内、名前や官職から出自を確認出来る人物を、先行研究と合わせて考察する。まず第二紙の作者、主殿頭量実は、橋本氏が小槻氏（壬生流）出身の小槻量実であることを明らかにした^{一〇}。量実は、正四位下左大史小槻匡遠男で、自身は正五位上左大史に至っている^{一一}。詩懷紙にある「主殿頭」補任の時期は、不明である。橋本氏は『師守記』^{一二}貞和元年（一三四五）六月十四日条に「主殿頭量実」とあることを根拠に、補任時期が貞和元年以前だと指摘する。この記事には、匡遠が主殿頭量実、大藏権少輔興緒と共に中原師香を訪ねたことが記されている。なお興緒もまた量実同様、匡遠の実子である。他に同書同五年（一三五〇）正月十六日条にも「主殿頭量実」とその名前を確認出来る。また、『後愚昧記』^{一四}貞治五年（一二六六）五月四日条に「左大史小槻匡遠」卒去、続く七日条に「左大史小槻量実」卒去の記事が残る。橋本氏の言及は田中本の紙背に留まるが、量実以外の作者の出自についても他の写本の記述を元に検討が可能である。その一人が、第八紙の作者「左大史匡遠」である。これは、量実の父、匡遠を指すと考える。匡遠は、小槻千宣男で元亨三年（一二三三）に左大史に補任さ

れ、没するまでその官職にあった。他に、小槻氏の関係者として、第三紙の作者である大炊助頼音を指摘できる。これは、匡遠の子として先に名前の出た正五位上大蔵権少輔小槻興緒男、小槻頼音を指すと考える。つまり、頼音は匡遠の孫に相当する。頼音は、『中院一品記』^{一五} 暦応三年（一三四〇）十一月二十日条に「大炊助頼音」と記されている。また『園太暦』^{一六} 貞和五年二月十五日条には「和泉守小槻頼音」とある。したがって、頼音が「大炊助」と官署に記す時期は、貞和五年以前となるのではないだろうか。

続いて、第七紙の作者「景長」について述べる。山田尚子氏は、景長の詩の内容を解釈するにあたり、「景長」は菅原景長であると指摘した。^{一七} 菅原景長は従二位大蔵卿菅原季長男で、自身は正四位下少納言に至っている。景長の作品が匡遠のものと同じ端作を有することから、両者は同じ詩会に出席していたと考える。二紙の端作には「一首」の前に「應教」等の記述がなく、官署も簡略的に記されている。『光明院御即位記』^{一八} に両者の名前が確認出来ること等から、匡遠と景長は同じ北朝に仕える者として近い関係にあったと考える。

続いて、詩の作者の官歴の確認を元に、詩懐紙の制作時期を検討したい。橋本氏は、先述した量実に関連する記事の記述を基に詩会の時期を貞和元年以降、貞治五年以前の閏九月、即ち貞和二年（一三四六）或は貞治四年（一三六五）の閏九月と指摘した。また『詩懐紙案』、『詩懐紙草』には、共に第一紙の作品の冒頭に紀光によって「貞治四年也」という注が付されている。確かに、量実の官歴により、第一から六紙の作品が提出された詩会は、貞和二年或は貞治四年の閏九月という可能性がある。しかし、先述の通り頼音が「大炊助」と記す時期は、貞和五年以前と考えられる。よって、第一から六紙は、貞和二年閏九月十三日に催された詩会における作品の可能性も指摘しておきたい。また、第七、八紙については、景長の官歴が記されておらず、詩会の時期の特定が困難である。匡遠が左大史であった元亨三年以降貞治五年以前とのみ指摘しておく。

ここまで詩懐紙の作者を整理したことにより、小槻氏出身者の名が多く確認されることが明らかとなった。そこで、第一紙の「大蔵権少輔」について改めて検討しておきたい。量実が主殿頭であった時期、大蔵権少輔であった人物として、先の

『師守記』の記述より小槻興緒が挙げられる。興緒は匡遠の実子であり、頼音の父親である。このことから、量実等と同じ詩会に出席していた可能性を指摘出来るだろう。そして、本詩懷紙が提出された詩会は、どのような性格を持つのか。詩懷紙の端作には、先にも触れたように「應教」のような詩会の主催者の地位を示す語句は見られない。また、出席者には小槻氏出身者が目立っている。これらのことは、詩懷紙が提出された詩会が小槻氏と同程度の位階を持つ北朝側の官人による私的な文事であったことを示すと考える。

四 詩懷紙本文の表現の特徴

本節では、残された詩懷紙の表現について考えたい。第一から六紙は「閏九月十三夜言志」という詩題を有する無題詩、第七、八紙は「松陰宜納涼（松陰宜しく納涼すべし）」という句題詩である。まず、句題詩の解釈を通じて南北朝期の句題詩作品においても前代同様、平安時代中期に確立された句題詩の構成方法や押韻、平仄を守り、作詩しているかを検討したい。そこで、以下に第七紙の景長の作品を掲出する。上段に校訂本文、中段に書き下し文、下段に平仄の順で示す。平仄は平声を○、仄声を●、韻字を◎とする。（以下、同。）

〔第七紙〕

夏日同賦松陰宜納涼一首（題中取／韻） 景長

【平仄】

1 納清涼氣堪何處 清涼なる氣を納れて何処にか堪ふる

●○○●○○●●

2 宜坐長松鬱々陰 宜しく坐すべし長松鬱々たる陰

○○●○○●●◎

3 萬木有秋唐白思（白氏詩云万株松友青山／上千里沙堤明月中矣） 万木に秋有り唐白の思

●●●○○○○●●

4 七株無夏鄭薰心 七株に夏無し鄭薰の心

●○○○○●●◎

5 月疎南寺三更影（荊南頭陀寺碑文／云松疎夏寒矣） 月疎かなり南寺の三更の影

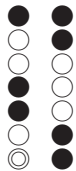
●○○○○○○●●

6 風冷北邙一夜音 風冷じ北邙の一夜の音

○○●○○○○◎

7 一夜音高天曆瑞 一夜の音高し天曆の瑞

8 愍承餘葉仰神林 愍に餘葉を承けて神林を仰ぐ



最初に、押韻と平仄を確認する。端作に「題中取韻（題の中より韻を取る）」とあり、詩題の「陰」が本作品の韻字である。「陰」は廣韻下平声第二二侵韻であり、「心」「音」「林」は同じ侵韻であるため、押韻は守られている。平仄についても下段に示した通り、二四不同、二六対、避下三連、粘法の四点が全て守られていることを確認出来る。

次に、当該詩が句題詩の構成方法に基づき作詩されているのかを確認する。まず首聯を見る。首聯では、詩題の五文字が全て用いられていることを確認出来る。次いで、領聯をみる。領聯と頸聯では、各句が詩題を敷衍しているかを確認したい。第三句上二字「萬木」は、作者の示す注の本文と「千」の部分に異同があるものの、『白氏文集』卷二十（1338）「夜歸」

の「萬株松樹青山上、十里沙堤明月中。（万株の松樹青山の上、十里の沙堤明月の中。）を踏まえた表現と考える。同句下三字「唐白思」とは、注に示した詩の作者、白居易を指す。すなわち、この五字は詩題の「松陰」を言い換えている。この部分と対偶関係にある第四句上二字「七株」と下三字「鄭薰心」を見る。この部分は、唐の鄭薰が七株の松を植えていたという故事を踏まえている。こちらも第三句同様、「松陰」を言い換えていると考える。一方、詩題「宜納涼」を表すのが、第三句「有秋」と、それと対をなす第四句「無夏」であろう。第三句では、松の下は涼しく、そこに秋が来たかのようにだと述べる。また第四句では、松の下が涼しいことで、あたかも夏ではなくなったかのように、その厳しい暑さから解放されたと述べる。これにより、領聯では、詩題「松陰宜納涼」を破題していることを確認出来た。

続けて、頸聯を見る。第五句上二字「月疎」は、「松陰」を表す。この句の注には、王巾の「桂深冬煖、松疎夏寒。（桂深くして冬煖かく、松疎かにして夏寒し。）」（『文選』卷五十九「頭陀寺碑文」）が引用されている。この注から、詩題の「宜納涼」を表すと考える。また、同句下五字「南寺三更影」の「南寺」は松の植えられている「荆南」の頭陀寺を指す。「三更影」とは、松によって上空が覆われ、その下が夜のように暗くなった様子を表す。これにより、詩題の「松陰」を表している。対偶関係にある「風冷」は、松風が吹き、その音の涼しさを表現する。『和漢朗詠集』（卷上、夏・納涼164）「池冷水

無三伏夏、松高風有一声秋。(池冷じうしては水に三伏の夏無し、松高うしては風に一声の秋有り。)¹⁰⁾等、その用例が見られる。ここでは、詩題の「宜納涼」を言い換える。また「北邙一夜音」の「北邙」とは、長安の北にある漢の五帝の陵墓、北邙に植えられた松を指す。「一夜音」とは、松に覆われ夜のように暗い中で、松風の琴のような音が響くことを言う。これにより「松陰」を言い換える。なお頸聯各句「三更」と「一夜」の対は、『本朝無題詩』卷三「月下即事」に「寒水三更穿凍掬、秋庭一夜踏霜行。(寒水三更に凍を穿ちて掬ひ、秋庭一夜霜を踏みて行く。)¹¹⁾とあるように本朝で間々見られる表現である。

最後に尾聯を見る。第七句下三字「天曆瑞」の「天曆」とは村上天皇の御世を指す。この言葉は、藤原忠通が「祖宗天曆明時相、尋蹤箇中写舊塵。(祖宗は天曆明時の相、跡を尋ねて箇中に旧塵を写さむ。)」(『本朝無題詩』卷四「春三首其一」)と詠んだように、素晴らしい治世の時期の象徴として用いられている。また、第八句の「餘葉」とは、代々の自身の家が伝えてきた官職を継ぐことをいうと考える。現在の治世が天曆期のように天皇の徳が行きわたっている中で、気が進まないながらも、自身が官職を継ぐという自謙の表現は、述懐の常套表現と言えよう。以上の検討により、本詩懐紙に見える句題詩が、それまで厳格に守られていた押韻、平仄の規則と共に、平安時代以降の句題詩の構成方法を踏まえて作詩されていることを確認出来た。¹²⁾次に、その表現に目を向けたい。第七紙の句題詩の分析を通じて、頷聯、頸聯の表現の典拠・用例として、『文選』や『白氏文集』、『和漢朗詠集』が利用されていたことを指摘できる。同時に、平安時代末期に本朝で成立した総集の影響も窺える。当該詩は、前代同様に中国の書物の他、幼学書を受容し、作詩していたと考えられる。では、無題詩はどうか。詩を二首取り上げ、その詩の表現の特徴を考察したい。

〔第二紙〕

閏九月十三夜言志詩(勅) 主殿頭量實

1 良辰良夜明々月 良辰良夜明々たる月

2 餘閏添秋添素望 餘閏秋に添へ素を添ふる望

【平仄】

○○○○●○○●

○○○○○○●○

3 金律當晴詩得境 金律晴れに当たりて詩境を得たり

4 青山雖暮酒爲郷 青山暮ると雖も酒を郷と爲す

5 菊施彩色孤叢露 菊は彩色を施す孤叢の露

6 松伴貞心累葉霜 松は貞心を伴ふ累葉の霜

7 遮莫高鵬低鷗翅 遮莫(さもあらばあれ)高鵬低鷗の翅は

8 逍遙一致動中腸 逍遙一致して中腸を動かす

これは、小槻量実の作品である。頷聯「詩得境」は『白氏文集』卷二十二(276)「秋池二首其二」の「間中得詩境、此境

幽難説。(間中詩境を得、此境幽にして説き難し。)」等の表現を踏まえている。その対偶関係にある「酒爲郷」は、『和漢朗

詠集』(卷下、雑・酒482)の白居易の「生計抛來詩是業、家園忘却酒爲郷。(生計抛ち來たる詩是れ業なり、家園忘却して酒

郷爲り。)」を踏まえている。また、尾聯の「高鵬低鷗」、「逍遙一致」は、『白氏文集』卷三十四(326)「喜與楊六侍御同宿」

の「濁水清塵難會合、高鵬低鷗各逍遙。(濁水清塵會合し難し、高鵬低鷗各おの逍遙す。)」を踏まえている。このように、

量実の詩の表現には、『白氏文集』や、『和漢朗詠集』の影響を強く窺うことが出来る。また、「金律」や「菊」のように、

秋に関わる表現が各句に見られる。端作の間九月は、本来であれば十月、季節は秋から冬に変わる時期である。しかし、閏

九月は暦の上では九月に該当し、季節は秋となる。いつもよりひと月多い秋を更に楽しもうとし、各句にそれと関係する表

現を詠み込みつつ、詩を構成している。続いて、同じ詩題を有する第五紙の三善真倫の作品を掲出する。

〔第五紙〕

閏九月十三夜言志詩(勒) 大學助三善真倫

【平仄】

1 三秋雖盡有餘閑 三秋尽くと雖も餘閑有り

2 可賞風光萬里望 賞すべし風光万里の望

3 黔首子來堯舜道 黔首の子のごとく來たり堯舜の道

○○○○●●

○○○○●●

●○○○●●

○○○○●●

○○○○●●

○○○○●●

○○○○●●

●○○○●●

○○○○●●

4 蒼生父事禮儀郷 蒼生の父のごとく事へり礼儀の郷

5 松持勁葉眞節 松は勁葉を持して眞節を顕す

6 菊發孤叢帶早霜 菊は孤叢に発きて早霜を帯ぶ

7 只耻蓬衡庸昧意 只だ恥づ蓬衡庸昧の意

8 截蒲功淺勞中腸 截蒲功淺くして中腸を勞す

○○○●●●○○
○○●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●○
○○○○○○●○
○○○○●○○○

右は、大学助三善真倫の作品である、先の量実の作品と同じ詩題で作詩されており、その表現の典拠・用例を検討したい。第三句上二字「黔首」と第四句上二字「蒼生」は、いずれも人民の意である。「黔首」は、『史記』『秦始皇本紀』等にその用例が見られる。また、「蒼生」は、『尚書』『益稷』を典拠とする表現である。ただ、この二語を対句とする例は、『本朝無題詩』巻五「述懷」の大江匡房の「蒼生非一何開口、黔首且千豈盡頭。(蒼生一に非ず何ぞ口を開かむ、黔首且つ千豈に頭を尽くさむ。)」等、本朝の詩集に確認出来る。

続いて頸聯を見よう。この聯では、松と菊を対句として用いており、先の量実の作品の表現と一致する点がある。第五句から、その表現を考察する。「松」と「勁葉」は、一年を通じて色が変化しないことからその節操の堅さを詩に詠んでいる。『百二十詠』『松』に「歳寒終不改、勁節幸君知。(歳寒くして終に改めず、勁節君に知れむことを幸ふ。)」とあり、こうした表現を踏まえている。一方、第六句では、花の中で最も遅く咲く菊のことを詠んでいる。第六句の表現は、『白氏文集』巻三十一(2774)「重陽席上賦白菊」の「満園花菊鬱金黃、中有孤叢色似霜。(満園の花菊は鬱金のごとく黄なり、中に孤叢有つて色霜に似たり。)」を踏まえている。第八句「截蒲」とは、『蒙求』(276 温舒截蒲_{四五})にある、前漢の温舒が貧しきにより蒲を伐つて筆と詩、勉学に励んだという故事を典拠とする。

ここまで、無題詩二首を取り上げ、その表現を考察した。句題詩同様、『白氏文集』や『史記』、幼学書であった『百二十詠』や『蒙求』の影響も窺える。また平安時代後期に本朝で成立した漢詩の総集の影響も同時に確認出来る。本詩懐紙は、その受容例として位置づけることが出来ると考える。

おわりに

本稿では、『本朝世紀』紙背詩懷紙について、詩会の時期や作者、詩の表現を考察した。田中本『本朝世紀』の紙背は、それだけでは詩懷紙全体の姿を知ることが困難である。しかし、その写本も検討することで、作者や表現の特徴を検討することが可能になる。また、これまで曖昧であった詩懷紙の制作時期については、対校により作者の官歴を明らかにすることで、一部ではあるが推定を更に進めることが出来た。共に明らかにした詩の表現については、句題詩の場合、平安中期に確立した構成方法が南北朝期においても守られていたことを確認出来た。明確な構成方法を持たない無題詩も含め、その表現には、『白氏文集』や『文選』といった中国の作品の影響や、幼学書の受容、本朝で成立した漢詩の総集の影響を指摘出来る。このことから、当時の下級官人にまで、句題詩の構成方法や、『白氏文集』『文選』の知識が浸透していたことを窺える。

南北朝期より後に成立した本朝の漢詩は、その多くが七言絶句により構成されている。その為、七言律詩の句題詩において、平安時代中期に確立した句題詩の構成方法がどの時期まで守られ、実際に作詩されていたかを窺い知る事は困難である。本資料により、南北朝期においても、句題詩の構成方法や押韻、平仄の規則が嚴格に守られていたことを確認することが出来た。本資料は、南北朝期にまで句題詩の構成方法が連続と受け継がれていたことを示しており、日本漢文学史における句題詩の構成方法の受容という点で重要な意味をもつと考える。

そして判明した作者には小槻氏出身者の名前が多く確認される。詩会の主催者によって付けるべき「應教」などの文字も端作には見られない。これにより、懷紙の作者が出席した詩会には小槻氏と同程度の位階を有する官人の私的な文事であったと考える。取り上げた句題詩に見る「天曆瑞」という表現や、家臣の貞節を訴える「松」の表現は、当時の天皇に対する忠心を示す為であっただろう。南朝と北朝に分裂していた当時、小槻匡遠は官務家出身として北朝の政治の中枢にあったとい^云う。また、匡遠と景長が共に光明天皇に伺候したことが確認されている。こうした詩会は、北朝を支える官人達とその忠心

を示し団結を図る場としても機能していたのではないかと考える。

〔附記〕史料の利用をご許可頂いた宮内庁書陵部、国立歴史民俗博物館、東京大学史料編纂所（五十音順）に厚く御礼申し上げます。また本稿は平成二九年度に提出した稿者の博士論文の一部を改稿したものである。ご教示頂いた佐藤道生氏、本間洋一氏、合山林太郎氏、山田尚子氏に厚く御礼申し上げます。

註

- 一 毎日新聞社編『国宝・重要文化財大全』（七、書跡（上巻）、毎日新聞社出版、一九九八年）。田中本は、昭和十年に国宝の指定を受け、後に重要文化財に指定された。
- 二 川瀬一馬編『田中教忠蔵書目録』（田中稜、一九八七年）
- 三 田中本調査団「田中稜氏旧蔵典籍古文書」所収記録類目録」（『国立民俗博物館研究報告』第七十二集、一九九七年）
- 四 橋本義彦「本朝世紀解題」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九八七年、初出一九七一年）
- 五 橋本義彦「田中本『本朝世紀』は本朝世紀か」（『日本歴史』第六〇八号、一九九九年）
- 六 高橋秀樹「田中稜氏旧蔵典籍古文書目録 古文書・記録類編 国立歴史民俗博物館資料目録「1」（国立歴史民俗博物館編、国立歴史民俗博物館振興会、二〇〇〇年）
- 七 堀川貴司「詩懐紙通観」（『詩のかたち・詩のこころ―中世日本漢文学研究―』若草書房、二〇〇六年、初出二〇〇三年）
- 八 宮内庁書陵部蔵『本朝世紀』（柳一五五九）、外題には「極秘 史官記」、右肩に「康保四年五六月秋冬／＼安和元 同五年春四月」とある。紀光の書写奥書は、第八張裏に存す。
- 九 貴重図書影本刊行会編『日本記略 国宝本朝世紀古鈔本残欠』（便利堂、一九四一年）。本書は書名に『日本記略』とあるが、現

在は『本朝世紀』と名を改めた田中本の影印である。

注四、五書参照。

一〇 橋本氏は宮崎康充氏による「左大史」とある量実について、「量実の官務職相統の実がなかった」という指摘を紹介している。

(前掲注五書) 参照。

一一 藤井貞文、小林花子校訂『師守記』(第三、史料纂集、統群書類従完成会、一九六九年)

一二 藤井貞文、小林花子校訂『師守記』(第四、史料纂集、統群書類従完成会、一九七〇年)

一三 『大日本古記録 後愚昧記』(一、岩波書店、一九八〇年)

一四 『大日本古記録 中院一品記』(上、岩波書店、二〇一八年)

一五 『園太暦』(卷三、大洋社、一九三七年)

一六 山田尚子「破題の行方―朗詠註展開の側面―」(『重層と連関―統中国故事受容論考』勉誠出版、二〇一六年、初出二〇〇六年)

一七 『統群書類従』(第十輯下、統群書類従完成会、一九五七年)

一八 句題詩とその構成方法については、主に以下を参考にした。柳澤良一「『本朝麗藻』『新撰朗詠集』について」(『和漢比較文学』

第九号、一九九二年)。本間洋一「平安朝句題詩考」(『王朝漢文学表現論考』和泉書院、二〇〇二年、初出一九九三年)。小野泰

央「平安朝句題詩の制約―題字を発句に載せること―」(『平安朝天暦期の文壇』風間書房、二〇〇八年、初出一九九四年)。堀

川貴司「中世漢文学概観―詩を中心に―」(『詩のかたち・詩のころ』若草書房、二〇〇六年、初出一九九六年)。佐藤道生「句

題詩詠法の確立―日本漢文学上の菅原文時』(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三年)。蔣義喬「詠物詩から句題

詩へ―句題詩詠法の生成をめぐって」(『和漢比較文学』三五、二〇〇五年)。佐藤道生「句題詩概説」(『句題詩論考―王朝漢詩

とは何ぞや』勉誠出版、二〇一六年、初出二〇〇七年)。

一九 以下、『和漢朗詠集』については、久保田淳監修、佐藤道生・柳澤良一著『和漢朗詠集・新撰朗詠集』(和歌文学体系47、明治書

院、二〇一一年)を参照。

二〇 以下、『本朝無題詩』については、本間洋一『本朝無題詩全注釈』(一―三、新典社、一九九二―一九九四年)を参照。

二一 以下に主要な典拠・用例を示す。○鬱々〔百二十詠、031松〕鬱々高山上、森々幽澗陲。○七株・鄭薰心〔南部新書卷五〕鄭少師

薰於里第植小松七本、自号七松处士。異代可对五柳先生。○北邙〔藝文類聚卷十四、帝王部・陳宣帝〕随江総陳宣帝哀策文曰、

鳥哀哀而驚曙、松瑟瑟而吟枝、異故郷之絲竹、非舊宅之墳篋、掃秋葉而無尽、薦春桜而願知、北邙已謝。

二三

以下に主要な語句の典拠・用例を示す。○金律〔文鳳抄卷二、歲時部・秋、雜秋〕素秋、素律、素節、金商、金律、白藏、清秋、清商。○青山〔藝文類聚卷三、歲時部・秋〕梁簡文帝秋夜詩曰、高秋渡函、墜露下芳枝。綠潭倒雲氣、青山銜月規。○貞心〔文選卷二十一、遊仙詩、何劭〕青青陵上松、亭亭高山栢。光色冬夏茂、根柢無彫落。吉士懷貞心、悟物思遠託。

二四

池田利夫『蒙求古註集成』(上卷、汲古書院、一九八八年) 参照。

二五

以下に主要な語句の典拠・用例を示す。○顯貞節〔文選卷十、西征賦〕勁松彰於歲寒、貞臣見於國危。○黔首〔漢書、秦始皇本紀〕分天下、以為三十六郡、郡置守尉監。更名民曰、黔首。○蒼生〔尚書、益稷〕兪哉、帝光天之下、至于海隅蒼生。○勁葉〔百二十詠、031松〕歲寒終不改、勁節幸君知。〔注〕一本、范雲詠松詩云、凌風知勁節。○截蒲〔蒙求、276溫舒截蒲〕漢書路溫舒、鉅鹿人。牧羊於大澤中。截蒲以為書。太守見而奇之、使婦學仕至臨淮守也。

二六

匡遠については、『増補史料大成 勸仲記三、冬平公記、匡遠記』(臨川書店、一九七五年) 参照。